

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成27年条例第42号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表1中20の3の項を20の6の項とし、20の2の項を20の5の項とし、20の項の次に次のように加える。

20の2 市長	札幌市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
20の3 市長	札幌市重度心身障がい者医療費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
20の4 市長	札幌市ひとり親家庭等医療費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

- (2) 別表2 11の2の項中「老人ホームへの入所に関する情報」の次に「であって規則で定めるもの」を加え、同表中28の6の項を28の9の項とし、28の2の項から28の5の項までを3項ずつ繰り下げ、28の項の次に次のように加える。

28の2 市長	札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、札幌市重度心身障がい者医療費助成事業の実施に関する情報又は札幌市ひ
---------	------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

		とり親家庭等医療費助成事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
28の3 市長	札幌市重度心身障がい者医療費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、療育手帳関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
28の4 市長	札幌市ひとり親家庭等医療費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務等を新たに個人番号を利用することができる事務に加えるほか、当該助成に関する事務等の処理に当たり、他の事務の処理のために保有する特定個人情報の利用を可能とするため、本案を提出する。